

資料 1

みらいの「~~県土~~」研究会 設置要綱

(目的)

第1条 静岡県内の建設業全体で将来にわたって持続可能な建設発生土の処理を実現することを目指し、関係者間の連携を強化するとともに、建設発生土を取り巻く諸課題について議論し、官民が連携して「ふじのくに土プロジェクト※」を推進するため、みらいの「~~県土~~」研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

※ 建設発生土処理に関する官民プロジェクト

(所掌事項)

第2条 研究会は、次の各号に掲げる事項について調査研究等を行う。

- (1) 建設発生土の発生抑制、利活用促進、適正処分に関すること
- (2) 建設発生土情報の共有に関すること
- (3) 建設発生土処理施設に関すること
- (4) 建設発生土の利用基準、土質改良土等の品質基準に関すること
- (5) 建設発生土に関する県民の理解促進に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 研究会は、静岡県、~~県内国機関~~、県内市町、静岡県建設業協会、県内に本店を有する建設業者及び建設発生土リサイクル業者、静岡県測量設計業協会、静岡県地質調査業協会、静岡県砕石業協同組合等、県内の建設工事に関係する団体をもって構成する。

2 会長は、必要があると認めるときは、研究会の構成員を追加することができる。

(会長)

第4条 研究会には、会長を置く。

2 会長は、静岡県交通基盤部建設経済局技術調査課長をもって充てる。

(招集)

第5条 研究会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者をアドバイザー ~~又はオブザーバー~~として研究会への出席を要請し、意見や助言を求めることができる。

資料 1

(会議の公開)

第6条 研究会は公開を原則とする。ただし、会長が必要と認める時は会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 研究会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、静岡県交通基盤部建設経済局技術調査課及び静岡県建設業協会をもって構成する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月27日から施行する。

この要綱は、令和6年3月 日から施行する。